

令和7年度花のあるまちづくり助成要項

令和7年4月1日から適用

取扱担当課 前橋市まちを緑にする会事務局 (前橋市役所公園緑地課内 8階)		電話 898-6842 (直通) 224-1111 (内線3842)
---	--	---------------------------------------

本助成金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的		“豊かで美しいまちを目指して”花のあるまちづくりの推進に関する協定（以下「花のあるまちづくり協定」という。）を締結し、花壇の設置及び維持管理をする団体に対して、予算の範囲内でその費用の一部を助成します。				
内 容	助成対象者	前橋市内の花壇の設置及び維持管理を行なう団体 ○ 暴力団排除に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。 (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。 (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう以下同じ。）でないこと。 (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。 (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。 (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。 (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。 (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。 (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。				
	交付の対象となる事業及び対象経費	<table><tr><th>対象事業</th><th>対象経費</th></tr><tr><td>花壇の新設及び維持管理に係る事業</td><td>・ 原材料費（草花の苗、種子、用土、肥料等購入費） ・ 消耗品費（花壇管理に必要となる資材購入費） ・ 印刷製本費（申請書類等作成に係る費用） ・ その他必要と認めたもの</td></tr></table>		対象事業	対象経費	花壇の新設及び維持管理に係る事業
対象事業	対象経費					
花壇の新設及び維持管理に係る事業	・ 原材料費（草花の苗、種子、用土、肥料等購入費） ・ 消耗品費（花壇管理に必要となる資材購入費） ・ 印刷製本費（申請書類等作成に係る費用） ・ その他必要と認めたもの					

	交付金額	予算の範囲内で次のとおり交付します。 1 新たに花壇を設置する場合の助成金として、1箇所あたり1回限り5万円限度に交付します。 2 協定花壇の維持管理費の助成金として、1箇所あたり年額3万円を限度に交付します。 ただし、他団体等の助成金の対象となっている場合は交付されません。
	交付条件	1 協定の適用区域 花のあるまちづくり協定の適用区域は、都市計画区域内で別表1に掲げるものとします。ただし、国道・県道にあっては全市域で適用となります。 2 協定の対象 (1) 花のあるまちづくり協定の対象は、年間を通じて除草、清掃及び灌水等の維持管理作業ができる花壇等で、別表2に掲げるものとします。 (2) 花のあるまちづくり協定期間は5年間とします。協定期間の延長や、協定期間後に同一花壇において再度協定を締結することはできません。
		3 協定の締結 助成を受けようとする団体は、次の書類を前橋市まちを緑にする会会長へ提出し、花のあるまちづくり協定を締結しなければなりません。なお、押印は省略することが可能です。 (1) 助成金交付申請書兼誓約書（様式第1号） (2) 添付書類 ①作業計画書 ②花のあるまちづくり参加者名簿 ③収支予算書 4 交付の期間 花のあるまちづくり助成金の交付期間は、協定締結後5年間とします。（過去に他団体等から助成金の交付があった場合はその期間も含めます。） 【注】押印を省略した場合は、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。
交付	交付決定の時期等	申請書類等の審査及び調査を行い、提出から10日以内に、交付の可否、金額、条件等を決定し通知します。 助成金交付決定書（様式第2号）
	実績報告書の提出等	指定する期日までに、次の書類を提出してください。 (1) 実績報告書（様式第3号） (2) 添付書類

手 続 等		①収支決算書及び内訳明細書 ②領収書 ③作業報告書及び管理状況写真
	助成金額の 確定	実績報告書の内容を審査し、適正に処理が行なわれていることが確認できましたら助成金額を確定し通知します。 助成金確定通知書（様式第 4 号）
	請求の方法、 支払時期等	交付決定後、助成金交付請求書（様式第 5 号）により請求してください。
	申請書等の 様式	1 助成金交付申請書兼誓約書（様式第 1 号） 2 助成金交付決定書（様式第 2 号）新規団体 3 助成金交付決定書（様式第 2 号- 2）協定締結済みの団体 4 実績報告書（様式第 3 号） 5 助成金額確定通知（様式第 4 号） 6 助成金交付請求書（様式第 5 号）

別表 1

種 類		区 域
1	ふれあい花壇	公園、広場、公民館等の地域の核となる公共施設 神社、社院等の準公共的な広場
2	まちかど花壇	まちかど及びまちの中の公共用地及び民有地
3	花の道花壇	道路及び沿線の民有地
4	花のライン	河川沿線の公共用地及び民有地
※ 2 及び 3 については下記のとおりとします。 （1）市街化区域、用途地域指定区域及び地方公共団体の造成した団地内の幅員 4 m 以上の公道に面した部分。 （2）上記地域以外の国道、県道（都市計画区域外を含む）及び幅員 6 m 以上の市道に面した部分。 ※ 公共用地及び民有地に花壇を設置する場合には、土地所有者の承諾を得ること。		

別表 2

種 類		規 模	
		市街化区域及び 用途地域指定区域	その他の区域
1	ふれあい花壇	概ね 1 0 m ² 以上	概ね 2 0 m ² 以上
2	まちかど花壇		
3	花の道花壇	約 1 0 0 m以上	
4	花のライン		